

令和2年3月1日

被保険者各位

テルモ健康保険組合

理事長 竹田敬治

(公印省略)

公 告

令和2年度 任意継続被保険者の標準報酬月額

次の通り令和2年度任意継続被保険者の標準報酬月額上限が決定いたしましたのでこれを公告します。

【任意継続被保険者の標準報酬月額上限】 410,000円 (変更あり)

令和1年9月30日における全被保険者の平均標準報酬 421,660円 による

【上記の適用期間】 令和2年4月1日 ~ 令和3年3月31日

令和2年4月分保険料より適用

(注)任意継続被保険者の保険料は①退職時の標準報酬月額②平均標準報酬月額(上記)

①②いずれか低い方に保険料率をかけ算出し、負担割合は全額個人負担となります。

以 上